

第20回 函館市自治基本条例策定検討委員会 会議録

日 時 平成20年8月22日（金）18：30～20：30

場 所 函館市役所8F 第1会議室

1 開 会

2 函館市議会自治基本条例検討会とのワークショップについて開催報告

（ワークショップの結果資料に基づき報告）

3 庁内検討プロジェクトチームより住民投票関係部分の条例案について説明

（庁内検討プロジェクト）

——— 資料に基づき説明 ———

（委員長）

このことについて、質問等あるか。

（板本委員）

外国人の問題は前回の委員会では議論があいまいなまま終わったが、住民投票できる人についてはその事案ごとに決めるということになっているので、それに含まれているということか。

（委員長）

そういうことである。常設型の住民投票条例を持たない限りは、こういう書き方になるということである。

（大江委員）

住民から連署を持った請求には条例案を沿えると言ったが、その条例案の中身には市民の想いが詰まっているが、それが手順を過ぎるにしたがって、言葉は悪いが途中で潰してしまったり、または市長がそれを跳ねてしまったりということはあるわけである。条例案が議会に提案されるところまで、市民の権利として主張できるのか。

（事務局）

住民からの直接請求があった場合は、請求の内容を公表するとともに、その請求に市長が意見を付したものを議会に付議することになっており、請求の趣旨は担保される。それを実際に条例とするときには、法制的に不備があるものについては修正が加えられる場合はある。

（委員長）

他に意見がなければ、このプロジェクトチーム案でよいということにしておき、最後に条文全体を見直したときに再度確認したいと思う。

4 市、市民、議会の責務、役割について

（委員長）

それでは、このことについて協議を始める。以前配布した委員長メモには、市民、議会の役割や責務については書いていないが、議員、市長、市職員の責務について書いてあるので、私からは、

このようなことをこの委員会で議論する必要があるのではないかとこのことを申し上げたい。

要するに、どの程度具体的に書くかということになる。

事務局の方からも今日は、議会についてを中心として資料が提出されているので説明願いたい。

(事務局)

——— 資料に基づき説明 ———

- ① 議会改革報告書 … 函館市議会がこれからの地方自治を取り巻く環境に応じて議会改革が必要とのことで、議会改革検討ワーキンググループが立ち上がり、報告書としてまとめられたもの。

〈参考ポイント〉 地方議会の役割 (2 ページ目)

(委員長)

質問等あるか。

栗山町が全国で初めて議会基本条例を作成したが、事務局としてはその条例についてどのような意義を持っていると考えるか。

(事務局)

議会が自らの役割や責務などを条例化するということに関しては、具体的にすべきことが書いているものではなく、精神を謳うようなものでも“議会が政策形成能力を持つ”という観点から言うことと発展的。内容としては当たり前のことが書かれているのかもしれないが、議員が議員として条例を作り明確に住民に改めて知らせるということに意義があるのではないかと思う。

(委員長)

明らかに、条例を作ることによって制度化できるようなものであれば有意義であると思う。逆に議会基本条例が無くてもある程度議会活動を活発に行っているところもあるとは思う。

(板本委員)

議員の意識改革である意味合いが大きいのではないかと思う。

(市居委員)

福祉の面で言うと、今までは聴覚障害のある方が傍聴に行っても振る舞いや手の動きでしかわからなかったのが、議場における手話通訳、要約筆記などの部分ではかなり進んでおり、聴覚障害のある方が実際に議場に入っていけるようにできるようになったというのは画期的である。そして、議会のほうも傍聴に来て欲しいというアピールはしている。

(板本委員)

政務調査費については単に金額だけを下げたりするのではなく、内容と透明性が重要だと思うが、しかし、社会の流れとしては、廃止などの方向へ向いてきていると思う。

(事務局)

廃止、削減するという議論ばかりが先行するのではなく、板本委員の言うように透明性を確保する、説明責任や制度の運用等をはっきりさせることが重要と思う。

(板本委員)

議員についての考え方は難しいと思う。市議会議員というものを政策立案できるプロ集団とする

のか、一般市民から広く選挙に出られるようにするのか、など考え方は違ってくる。

(委員長)

であるから、陳情、要望といった要素と、政策形成能力の要素と両方必要であるのだろうと思う。もちろん監視機能も必要だと思う。そこはバランスの問題なのだろうと思う。

(板本委員)

議会から政策提案がなされた例はあるか。

(事務局)

平成19年12月に“安心安全条例”という条例が議員提案で出た例がある。また、個々の議員や委員から、例えば本会議の質問や常任委員会などの各委員会で色々な形で提言や意見は出てくる。

議会が実際に政策立案をして執行機関が執行するというのは、制度的に難しいところではある。議員は何を担保として政策立案をするかというのは、理事者に対して働きかけをするのが1つの手法で、あるいは議員立法で条例などを作りその施策を実行させるという手法が考えられる。

(委員長)

まちづくりについて、総合計画というのが非常に重要な部分になるが、これは地方自治法において議会にかけられることを規定されているが、基本計画も議会に出したほうが良いのだろうか。結局政策提案などといっても、基本計画まで議会で議論しないと、提案された政策が実質的な重さを持たないのではないかという気がする。一方執行機関からすれば、これは執行機関の守備範囲であり市民も入れてワークショップなども実施しているので、議会の役割ではないというのか。そのあたり事務局としてはどうか。

(事務局)

今までの話の通り、全てが首長の下に政策立案機能があるのはなく、議会にも政策立案機能が求められている。そして、それをどのように具体的に実現させていくか、首長が執行できるような形をどのように作っていくか、という仕組みづくりなどが必要になってくるのではないと思う。

(委員長)

総合計画についても、自治基本条例の行政運営の部分で盛り込むのでその時にまた議論したいと思う。

(委員長)

それでは次に、議員と議会の部分について、各都市の自治基本条例を説明してもらいたい。

(事務局)

——— 資料に基づき説明 ———

議会の役割としては、現行制度上の議会の役割を第1項で謳った中で、どうあるべきかというものの、

例えば“ひらかれた議会”などという言葉を使って2項、3項を作っている都市が多いようである。

(委員長)

説明の通り、多くの都市においてはそういった作りをし、意思決定、執行機関の監視、政策形成についてなどを議会の役割あるいは責務としている。しかし熊谷市などは議会の責務のところで、

「議会は情報の公開・・・」「開かれた議会運営・・・」「市政の監視，政策の立案にあたっては市民の意思が市政に反映されるように努める」といったような書き方をしていたり，また草加市においても市議会の責務と言うところで「行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査監視する」という表現があり，一言で「調査・監視機能」ということだけではなくもう少し詳しく書いている。また，「市民のパートナーとして常に変革に努め情報の公開と市民の参画に・・・」と，踏み込んだ書き方をしている。その他具体的に書いている市も多数ある。書き方は色々あるのではないだろうか。

(事務局)

議員の責務については，資料として他都市の条例を抜粋しているが，キーワードとしては「公正・誠実」といったものがある。議員の法制上の役割を謳っているような条文ではなく，市民が議員に求める役割や責務というものが多く出てきているのではないだろうか。ワークショップの意見も資料としているので参考にしたい。

(委員長)

委員長メモにもあるように，“公職者としての自覚”“研鑽努力”“公益のための活動”“市民の信託に応える”“公正・誠実”といった一般的なものにするのか，もっと具体的に“自治基本条例を誠実に守る”といったようにするのかなどの選択がある。

議会と議員については分けて書いているところが多いのだろうか。

(事務局)

基本的に議会の機能と議員というのは構造的に区別されるべきものではないだろうか。

(委員長)

おそらく議会と議員は分けたほうが良いのではないかと思うが，いかがだろうか。

(板本委員)

他の自治体の自治基本条例を見ても，議会と議員について，同じようなことが書いてあるが。

(委員長)

確かに議会と議員とでははっきり区分しづらいところはあると思う。

(事務局)

議員の責務についての条文が無い都市もあるが，両方を規定している都市では，議会については議会としての組織機能，役割を規定し，また，議員については議員個人の資質に関するものを規定しているようだ。“議会の役割・責務”と言ったときには議会の機能，権能というものに立脚したなかで条文が作られているように見受けられる。

(委員長)

それでは，議会と議員についてはそれぞれ“議会の責務”と“議員の責務”として別々に記載した方が良いのではないかと思うが，いかがか。

(事務局)

多くは，“議会の役割，責務”，“議員の責務”としているようである。

(委員長)

議員とは別に“議長の責務”を記載している市もあるがこれはどうだろうか。

(市居委員)

これは必要ないのではないだろうか。委員長の言うように、議会と議員を分けて書いていくのが良いのではないだろうか。

(委員長)

では、“議会の役割と責務”，そして“議員の責務”とすることにするか。

—— 異議なし ——

それでは，次回の議論からはそういった方針で行うこととする。

5 閉会